

質 疑 回 答 書

名称：モバイルワーク機器一式リース

川越町長 城田



政幸

名称 モバイルワーク機器一式リース

令和5年6月16日

項番	資料名・項番号等	質問事項	回答
1	保険	<p>・リース物件に動産総合保険の付保は必要でしょうか。必要な場合、川越町様の役場屋内利用を前提とし、経過期間に応じ保険額が逡減していく、一般的な動産総合保険の付保でよろしいでしょうか。</p>	<p>・動産総合保険の付保は必要です。経過期間に応じて逡減する保険で構いません。ただし、利用場所は、屋内に限らず、屋外に持ち出しての利用も想定しています。また、台風や豪雨などによる水災に対応できるようにしてください。</p>
2	保守	<p>・物件に付随する保守パック以外に、本件は保守を含まないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
3	納期遅延	<p>・納期遅延等の発生時には、川越町様と売主間で解決していただき、その責任対応については売主が負うとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
4	契約解除	<p>・川越町様の責で契約を解除された場合、受注者の被る損害について協議に応じて頂けますか。</p>	<p>協議に応じます。</p>